

(3) 2以上の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合

公共性のある工作物等に関する重要な工事のうち**密接な関連のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。**(建設業法施行令 第27条第2項参照) ※この規定は専任の監理技術者には適用されない。

＜「監理技術者資格者制度運用マニュアル」三(2)＞

③ 例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、**密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる**(令第二十七条第二項)。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、**工事現場の相互の間隔が10km程度**の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

2) 1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、**原則2件程度**とする。

3) 1)及び2)の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。

●上記、マニュアルの当面の取扱いを以下のとおりとする。

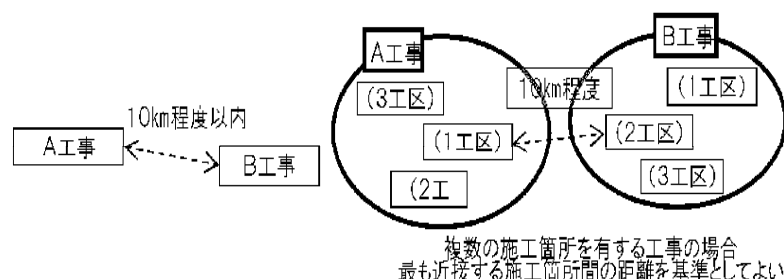
「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」の例

- ・連続する河川(本・支川)における同種・類似工事
- ・国道、県道等における同種・類似工事 等

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例

- ・工事間で土砂等を流用する工事
 - ・工事用道路を共用する工事
 - ・現道規制の調整を要する工事
 - ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事
 - ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要する工事 等
- ※(発注者、請負者の双方が調整する場合を含む)

なお、もう一つの要件である「工事現場の相互の間隔が10km程度」の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断するものとする。(極端な迂回が生じる等、現場間の移動が容易でない場合には適用しないものとする。)



●上記、当面の取扱いを適用する場合、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は**原則2件まで**とする。